

発議第 1 号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 荒木 博

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例

日南町意欲ある農業者支援条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、 <u>平成 34 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

日南町住宅改修助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

日南町住宅改修助成条例の一部を改正する条例

日南町住宅改修助成条例（平成 24 年条例第 21 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、 <u>平成 34 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

発議第 3 号

日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例

日南町いきいき定住促進条例（平成 14 年条例第 21 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後			改正前		
別表 1（第 3 条関係）			別表 1（第 3 条関係）		
奨励金等の名称	奨励金等の額	摘要	奨励金等の名称	奨励金等の額	摘要
結婚祝金	30,000 円	条例第 2 条第 1 号関係	結婚祝金	30,000 円	条例第 2 条第 1 号関係
出産祝金	30,000 円（第 1 子） 50,000 円（第 2 子） 70,000 円（第 3 子以降）	〃 第 2 号関係	出産祝金	30,000 円（第 1 子） 50,000 円（第 2 子） 70,000 円（第 3 子以降）	〃 第 2 号関係
定住奨励金	100,000 円＋世帯員 1 人あたり 50,000 円 <u>ただし配偶者は 100,000 円</u>	〃 第 3 号関係	定住奨励金	100,000 円＋世帯員 1 人あたり 50,000 円	〃 第 3 号関係
同居奨励金	100,000 円	〃 第 4 号関係	同居奨励金	100,000 円	〃 第 4 号関係
住宅補助金	300,000 円以内 (削る) <u>1,000,000 円以内（新築）</u>	〃 第 5 号関係	住宅補助金	300,000 円以内 <u>500,000 円以内（空き家情報活用制度登録物件）</u> 1,000,000 円以内（新築）	〃 第 5 号関係

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

予算審査特別委員会 審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年3月24日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 近藤 仁志

日南町議会議長 山本 芳昭 様

記

(付託案件)

- 議案第21号 令和4年度日南町一般会計予算
- 議案第22号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度日南町介護保険特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度日南町簡易水道事業会計予算
- 議案第28号 令和4年度日南町下水道事業会計予算
- 議案第29号 令和4年度日南町病院事業会計予算

(審査の経過及び結果)

本委員会は、令和4年3月4日、7日、8日、9日、10日、11日、14日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行なった。

その結果、令和4年度各会計予算は、議案第21号、第22号、第23号、第25号、第26号については賛成多数で、議案第24号、第27号、第28号、第29号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

(審査意見)

1. 全般

(1) 予算編成の取り組み

令和4年度予算編成方針において、第6次総合計画、第2期総合戦略をはじめ各種計画との連動と整合を図るよう指示されているが、行財政改革実施計画、公共施設等総合管理計画個別施設計画は、ほとんど予算に反映されていない。また、事業執行の要となる実施要綱を示されない予算の計上も散見される。

再生可能エネルギー発電事業特別会計においては、導水路の修復工事の遅れにより発電再開が遅れるとの説明があったにもかかわらず、通常年どおりの売電収入が計上されており、予算の妥当性に疑念を抱く。

各種計画の町政における位置づけと当初予算の意義を再認識されるとともに、適正な算出根拠に基づいた予算編成にされたい。

(2) 地域おこし協力隊

新たに6人の地域おこし協力隊員の採用を予定しているが、いまだ4人の採用見込みは立っていない。

採用の遅れは、新年度予算成立前に隊員の募集をできないことが主な要因であるが、前年度に地域おこし協力隊員募集に係る経費（募集経費、隊員報酬、活動経費等）を債務負担行為により担保するなど、円滑な隊員採用を図られ年度当初から遅滞なく事業実施につなげられたい。

2. 企画課

(1) 企画一般管理事務

行財政改革実施計画（令和2年度～6年度）について、これまでのところその取り組みが十分と言えない。令和4年度は、計画期間の中間年にもあたることから、取り組みの検証を行い、実施計画の達成に向けて鋭意努力されたい。

(2) 電算管理運営事務

令和3年度にホームページをリニューアルされ、情報発信専門員を採用し情報発信の充実に取り組まれているが、更新頻度、掲載内容が不十分である。各課の連携を強化され、SNSの有効活用を含め町民に必要な情報を伝えるとともに、町外の人たちにも本町の魅力や取り組みが伝わるよう充実した情報発信に努められたい。

(3) 青年結婚・UIターン促進事業及び観光振興対策事業

観光振興事業と移住定住業務を担う一般社団法人を立ち上げ、77,493千円の委託料が予算に計上されているが、人員の確保をはじめ体制がまだ整っていない。

業務の進捗を共有し、効率的かつ有効的に委託業務が遂行されるよう指導されたい。

(4) 公共交通確保総合対策事業

デマンドバスのドア・ツー・ドア運行が年度中途の10月から実施されるが、利用しやすい予約、運行システムを準備され、住民に仕組みや制度を丁寧に周知されたい。

3. 住民課

(1) 環境保全対策事業

①環境審議会の開催を3回に増やされている。抜本的なごみの減量化と二酸化炭素の排出削減等につながる方策を幅広く検討し、町の環境基本計画に反映するとともに、計画に沿った取り組みに活かされたい。

②セントラルファーム鳥取農場の汚水処理問題は、事業者の改善に向けての姿勢が見られない。鳥取県と連携をしての早急な解決を求める。また、泡、濁り等の発生時の臨時検査費用については、事業者が負担すべきである。

4. 農林課

(1) 森林保全総合対策事業

企業の環境意識が高まりJ-クレジット販売量が大きく伸びている中で、町の保有量は令和4年度中になくなる。町有林のJ-クレジット取得を早急に申請すべきである。

仲介手数料を5%から10%に引き上げる予算となっているが、この時期の変更に疑問を感じる。手数料の据え置きにむけての交渉を行うべきである。

また、道の駅へのJ-クレジットの寄附はやめるべきである。

陳情審査報告書

令和4年3月24日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和4年陳情第1号「『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和4年3月15日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

最低賃金を全国一律1,500円に引き上げることは、地方や中小企業への影響が大きく、また混乱を招く。

最低賃金を上げるには、まず日本全体のGDPを上げ、経済力を高めることが必要と考える。

発議第 4 号

令和 4 年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 荒木 博

令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書（案）

令和4年度農林水産省予算に係る米政策においては、主食用米の需給安定を図るため、戦略作物助成や産地交付金などの支援を行うことが予定されている。しかし、水田活用の直接支払交付金の適用ルールの見直しや厳格化などにより、主食用米の需給のみならず、大豆やそば、野菜などといった転換作物の需給にも影響し、営農計画や地域の農業振興・再生計画の変更が迫られ、農業所得の減少等も懸念される。

このことは、結果的に離農を助長し、農家戸数の減少を招き、農地集積などにも悪影響を及ぼし、耕作放棄地の増大に繋がり、食料供給の安定供給そのものをも脅かしかねない。また、基幹産業である農業の衰退は、地域そのものの崩壊に繋がるとの大きな危機感を抱くものである。

については、「水田活用の直接支払交付金」交付対象水田の見直しに関して、地域の実情を十分に考慮し、生産現場の意見も踏まえたうえで、主食用米の需給安定を図り、多面的機能を有する農地を守るための制度運用と財政的な支援を強く要望する。

記

1. 湛水設備（畦畔等）を有し、用水供給設備を有している農地に関しては、令和8年度までに水張りが行われなくとも交付対象水田とすること。
2. 戦略作物等の本作化に向け取り組んだために交付対象水田とならなかった農地及び水田活用の直接支払交付金の適用ルール厳格化により除外された農地に関しては、別途、財政的支援を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
農林水産大臣	金子	原二郎	様

発議第 5 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 日南町議会議員 岡本 健三

賛成者 同 久代 安敏

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活でコミュニケーションなどに困難をきたし、生活の質を落とす大きな原因となっている。会話による脳への情報減少をもたらす脳機能の低下させ鬱や認知症につながるなどの指摘もあり、早期の適切な対応は高齢者が健康に過ごすうえで極めて重要とされている。

しかし、国による公的補助制度は身体障がい者手帳を持つ高度または重度難聴者のみに限られており、中等度以下が多い加齢性難聴者の補聴器購入に対しては医療費控除などわずかな支援しかない。こういった現状をふまえ、近年、地方自治体が加齢性難聴者の補聴器購入へ補助を行う例が増えてきている。しかし、補聴器の価格に比べて少額の補助であることが多く、また所得制限を設けている自治体もあるなど決して十分なものではない。国が財政措置を講ずることで補助額の引上げ等を図るとともに、多くの地方自治体が補助を実施できるよう環境を整える必要がある。

厚生労働省が「人生 100 年時代」とうたう長寿社会において、高齢者が心身ともに健康な質の高い生活を送るためにも、また、認知症を予防し健康寿命を延ばして医療費の抑制をはかるためにも、補聴器の普及促進は喫緊の課題といえる。

よって、本議会は国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
総務大臣 金子 恭之 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
厚生労働大臣 後藤 茂之 様

発議第 6 号

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者	日南町議会議員	古都	勝人
賛成者	日南町議会議員	大西	保
	同	岩崎	昭男
	同	櫃田	洋一
	同	久代	安敏
	同	近藤	仁志
	同	荒木	博
	同	岡本	健三
	同	坪倉	勝幸
	同	山本	芳昭

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議（案）

令和4年2月24日に始まったロシアのウクライナに対する軍事行動は、力により他国の主権及び領土の一体性を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章の重大な違反行為である。また、軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆するような発言は言語道断である。

ロシアの侵略行為は、国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態として、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、日南町議会として厳重に抗議し強く非難するとともに、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退することを強く求める。

また、政府においては、国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して毅然とした姿勢を示し、世界の恒久平和実現に向けて対応するよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

議 員 派 遣 の 件

令和4年3月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び日南町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1. 市町村議会議員特別セミナー（オンライン研修）
 - (1) 目 的 議員の能力向上、議会の活性化
 - (2) 派遣場所 日南町内
 - (3) 期 日 4月11日～4月12日（2日間）
 - (4) 派遣議員 山本芳昭議員

委員会の閉会中の継続調査について

各委員会から所掌事務について、閉会中に継続調査を要するものと決定され、日南町議会会議規則第75条の規定により下記のとおり申し出があったので報告する。

令和4年3月24日

日南町議会議長
山本 芳昭

記

委員会	事 件	期 限
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会の運営に関する事項	次期定例会が招集されるまでの間
総務教育常任委員会	総務課、企画課、住民課、教育委員会に属する事項及び他の常任委員会に属しない事項の調査	〃
経済福祉常任委員会	農林課、農業委員会、建設課、福祉保健課、日南病院に属する事項の調査	〃
議会広報常任委員会	議会だよりの編集及び発行に関する事項	〃
住宅政策及び中心地域調査特別委員会	住宅政策及び中心地域に関する調査	〃